最終更新日：2017年1月17日
そーせいグループ株式会社
代表執行役社長 CEO ピーター・ベインス
問合せ先：コーポレートコミュニケーション部 伴瀬晴美 03-5210-3290
証券コード：4565
www.sosei.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、日本に軸足を置いた国際的なバイオ企業を目指し、更なる事業拡大に向けた事業運営体制の構築を進めていますが、中長期的な企業価値の向上を図るためには、効果的なコーポレート・ガバナンス体制の構築が重要な経営課題の一つであると認識しています。そのため、社外取締役の活用や監査委員会、会計監査人、内部監査部門間の連携を図り、取締役会の経営戦略策定機能・監督機能を十分に発揮するとともに、株主の皆様を始め、従業員、取引先、顧客、債権者、消費者、地域社会等の様々なステークホルダー（利害関係者）に対する説明責任を果たすことなどで、経営の公正性、透明性を高め、コーポレート・ガバナンスのさらなる向上に努めてまいります。

**【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】**

当社は、コーポレート・ガナバンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

### 2. 資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 10%以上20%未満 |

**【大株主の状況】**

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| セントラル短資株式会社 | 710,000 | 4.21 |
| ファイザー製薬株式会社 | 471,284 | 2.80 |
| 五味　大輔 | 470,000 | 2.79 |
| STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST. BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM | 460,000 | 2.73 |
| 田村　眞一 | 376,100 | 2.23 |
| J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A 380578 | 299,800 | 1.78 |
| 松井証券株式会社 | 293,700 | 1.74 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 278,100 | 1.65 |
| 野村證券株式会社 | 264,407 | 1.57 |
| MSCO CUSTOMER SECURITIES | 240,300 | 1.43 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

―――

### 3. 企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 マザーズ |
| 決算期 | 3月 |
| 業種 | 医薬品 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 100人以上500人未満 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

## Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 指名委員会等設置会社 |

【取締役関係】

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 10 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 会長・社長以外の執行役を兼任する取締役 |
| 取締役の人数 | 5名 |

【社外取締役に関する事項】

| | |
|---|---|
| 社外取締役の人数 | 3名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 1名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 藤井 卓也 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| デクラン・ドゥーガン | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |
| 遠山 友寛 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 所属委員会 | | | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 指名委員会 | 報酬委員会 | 監査委員会 | | | |
| 藤井 卓也 | ○ | | ○ | ○ | ――― | 金融機関等の経営者を歴任し、経営マネジメント全般にわたる高い見識を有しております。その豊かな経験や知識を活かし、当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として再任いたしました。<br>また、当社は同氏を独立役員として指定いたしました。同氏は「上場管理等に関するガイドライン」3. 5.(3)の2に類似する事由はなく、「一般株主と利益相反が生じるおそれ」はありません。 |
| デクラン・ドゥーガン | ○ | ○ | ○ | | ――― | 世界最大の製薬企業において研究開発部門のトップを務め、また日本での勤務経験を有しています。医薬品の研究開発に関する専門知識、経験を活かし、当社の研究開発を中心に経営体制全般に助言いただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として再任いたしました。 |
| 遠山 友寛 | | ○ | ○ | | ――― | 大手法律事務所のパートナーとして国際的な企業法務に携わってきた経験、知識を活かし、専門的見地から当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として再任いたしました。 |

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

| | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 委員長(議長) |
|---|---|---|---|---|---|
| 指名委員会 | 3 | 0 | 1 | 2 | 社外取締役 |
| 報酬委員会 | 3 | 0 | 1 | 2 | 社外取締役 |
| 監査委員会 | 3 | 0 | 0 | 3 | 社外取締役 |

## 【執行役関係】

| | |
|---|---|
| 執行役の人数 更新 | 4名 |

兼任状況 更新

| 氏名 | 代表権の有無 | 取締役との兼任の有無 | | | 使用人との兼任の有無 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 指名委員 | 報酬委員 | |
| 田村　眞一 | あり | あり | ○ | ○ | なし |
| ピーター・ベインズ | あり | あり | × | × | なし |
| マルコム・ウィアー | なし | なし | × | × | なし |
| フィオナ・マーシャル | なし | なし | × | × | なし |

## 【監査体制】

| | |
|---|---|
| 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 | あり |

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会の職務を補助する従業員は、監査委員長の指揮命令に従い、インターナルオーディット部と連携してその職務を行う。当該職務の遂行に関する評価は監査委員会が行い、当該従業員の異動については、監査委員会の同意を得るものとする。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、インターナルオーディット部が当社及び子会社の内部監査を実施しています。インターナルオーディット部に属する社員は1名であり、財務報告に係る内部統制を含む業務の有効性、効率性、適正性などにつき調査・評価を行い、その結果に基づき、随時、社内関係部門及び子会社に対して改善の指導を行うほか、監査結果を代表執行役社長及び監査委員会に報告しています。
監査委員会は、期初に会計監査人から年間の監査計画の説明を受け、その後各四半期末及び期末時点で、監査の手続や監査結果について会計監査人から直接報告及び説明を受けています。また、会計監査人の適格性及び独立性を評価し会計監査人が行う監査の相当性の評価を行います。
監査委員会は、インターナルオーディット部から年間の内部監査方針及び監査計画の報告を受けて意見交換を行い、必要により、内部監査の内容、方法等につき指示をしています。また、監査委員会の年間の監査方針及び監査計画を定め、定期的に取締役及び執行役からその職務の遂行に関する報告を受けています。また、監査委員会は、インターナルオーディット部が実施した内部監査の結果について報告を受け、必要に応じて関係部門に指示をしています。

当社は、有限責任監査法人トーマツの会計監査を受けています。当連結会計年度において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、遠藤康彦(継続監査年数:4年)及び阿部　功(同:3年)です。

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 1 名 |

その他独立役員に関する事項

―――

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | ストックオプション制度の導入 |

該当項目に関する補足説明

ストックオプションは、付与対象者の業績向上に対する意欲や士気を高め、その結果としての企業価値の一層の向上を目的として付与しております。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、社外取締役、執行役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他 |

該当項目に関する補足説明

ストックオプションにつきましては、各取締役および各執行役の功労を勘案した上で報酬委員会において決定しております。

## 【取締役・執行役報酬関係】

| | |
|---|---|
| (個別の取締役報酬の)開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
| | |

| （個別の執行役報酬の）開示状況 | 一部のものだけ個別開示 |
|---|---|

該当項目に関する補足説明

役員報酬額については、有価証券報告書等で全役員の報酬総額を開示しており、さらに報酬等の総額が1億円以上ある者については個別開示をしております。これらの開示書類は、全て当社ホームページでもご覧いただけます。

| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|---|---|

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1） 基本方針
当社は、優秀な人材の確保及び当社の企業価値の向上と持続的成長に向けた経営戦略遂行の動機付けを行うことを役員報酬決定の基本方針としています。役員報酬を決定する報酬委員会は、2名の社外取締役及び1名の代表執行役を兼務する取締役から構成され、委員長は社外取締役が務めています。取締役及び執行役が受ける個人別の報酬は、執行役については各個人の役割及び代表執行役が行う前年度の実績その他会社への貢献度の評価に基づき、また、代表執行役及び取締役については、各個人の役割及び報酬委員会による業績評価に基づき、外部調査機関のデータベースを参考として役員が活動・居住する国における関係業界の報酬水準等を勘案の上、報酬委員会が決定しています。

2） 取締役報酬
取締役報酬は、各取締役の役割、執行役の兼務の有無、各委員会における委員又は委員長としての職務の担当状況などに応じて基本報酬（年俸）額を決定しています。取締役に対しては、賞与などの業績に連動した報酬や退職慰労金は支給していませんが、各年度の功労を勘案してストックオプションを付与しています。
なお、執行役を兼務する取締役には、取締役としての報酬は支給していません。

3） 執行役報酬
執行役報酬は、各執行役の役割と前年度の業績に応じて基本報酬（年俸）額を決定しています。また、基本報酬（年俸）額を基準額として業績の状況と各人の担当業務における業績目標の達成度合いに応じた賞与を支給し、各年度の功労に基づくストックオプションを付与しています。

4） インセンティブプラン
ストックオプションについては、取締役会及び報酬委員会で、各年度の功労を勘案したうえで付与しております。

**【社外取締役のサポート体制】**

取締役会やその他会議に関する社外取締役への連絡及び情報提供につきましては、社長及び管理部門管掌の担当役員より電話やeメール等を使用し適時行っております。その業務を円滑に行うため、各関連セクションが内容に応じて必要書類の作成作業等を分担し、当該役員をサポートする体制をとっております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

1） コーポレートガバナンス体制
当社は、経営の監督機能の強化と透明性の向上、意思決定の迅速化などを図ることを目的として、2005年6月に委員会等設置会社に移行し、その後、2006年5月の会社法の施行及び2015年5月施行の会社法の一部改正により、現在は、指名委員会等設置会社となっています。
この体制のもとで当社は、経営の監督機能と業務執行機能を明確に分離し、業務執行の権限を大幅に執行役に委譲しており、経営の効率性と監督機能の強化を図る観点から適切な体制であると判断しています。

2） 取締役会・執行役
取締役会は、5名の取締役（うち3名が社外取締役）で構成され、毎月1回開催して、執行役の業務執行の監督を行うほか、経営の基本方針、執行役の監督方針など、経営上の重要案件について審議・決議をしています。取締役のうち2名は、代表執行役を兼務しています。
当社は、取締役を10名以内とする旨を定款で定めており、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款で定めています。
執行役は、代表執行役2名を含む4名であり、取締役会により当社の業務執行の決定及び遂行を授権されています。

3） 社外取締役
当社の社外取締役は3名であり、各社外取締役と当社の間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。
当社は、社外取締役の選任に際しては、コーポレート・ガバナンスの実効性の確保と経営陣からの独立性の確保が重要であるとの観点から、経歴や当社との関係を踏まえて、独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しています。また当社は、一般株主と利益相反を生じるおそれがなく、また経営陣から独立した立場を確保できる社外取締役として藤井卓也氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。
社外取締役のうち1名は、当社株式3,600株を保有しており、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、0.02%です。なお、上記株式には新株予約権による潜在株式数は含まれておりません。

4） 各委員会
当社は、監査委員会、指名委員会及び報酬委員会を設置しており、各委員会の委員長は社外取締役です。各委員会の概要は、以下のとおりです。
＜監査委員会＞
監査委員会は、社外取締役3名で構成されており、原則として3ヵ月に1回開催しています。監査委員会に常勤の監査委員は置いていませんが、内部監査部門と緊密に連携して、取締役及び執行役の職務執行の状況を監査しています。また、会計監査人から定期的に報告を受け、関係部門に必要な指示をしています。

＜指名委員会＞
指名委員会は、社外取締役2名及び代表執行役を兼務する取締役1名で構成されています。毎年1回の開催を原則とし、取締役の選任・再任・解任等に関する議案の内容を決議しています。取締役候補者の選任に当たっては、当社グループのグローバルな事業展開に相応しい各分野における実績・経験を有することを選定基準の一つとしています。

＜報酬委員会＞
報酬委員会は、社外取締役2名及び代表執行役を兼務する取締役1名で構成されています。毎年1回の開催を原則とし、各取締役及び執行役の実績、功績、その他会社への貢献度を勘案し、当社を取巻く環境を考慮した上で、取締役及び執行役の個人別の報酬内容等を決定しています。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化にあたって、指名委員会等設置会社は、数ある諸策の中で最も実効性の高い手段の一つであると認識しております。指名委員会等設置会社では、経営の執行と監督を分離し、社外取締役が過半数を占める3委員会を設置することで、経営監督の実行性を高めております。
一方、当社では4名の執行役に対して業務執行権限を大幅に委譲することにより、機動的な業務執行を可能としています。これらの取組みを通じてコーポレート・ガバナンスの機能を高め、企業価値の継続的増大・発展を目指してまいります。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 当社は、株主の皆様に議案を十分ご検討いただけるよう、株主総会の3週間前に招集通知を発送しております。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 多くの株主の皆様にご出席いただけるように、株主総会の集中日を避け、集中日の数日前に実施しております。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 三井住友信託銀行株式会社のインターネットによる議決権行使サイトを通じて実施しております。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。 |
| 招集通知（要約）の英文での提供 | 英文招集通知を作成し、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを通じて投資家へ提供しております。 |

### 2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 当社ホームページにて公表しております。 | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 原則、年に一回開催しております。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 原則、本決算・中間決算発表時(年2回)に説明会を実施しております。<br>その他、経営に重大な影響を及ぼすと判断される事象が発生した場合にも適宜説明会を開催しております。<br>また、説明会終了後、説明会の模様をオンデマンド配信にて動画配信を行っております。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 対外的に公表している資料につきましては、原則ホームページにて掲載しております。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | コーポレートプランニング部内にIRを主業務とした、コーポレートコミュニケーション課を設置しております。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | コーポレートガバナンス規程で、株主をはじめとしたステークホルダーの立場について、当社の考え方を規定しております。 |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 当社ホームページでは、法定開示書類をはじめとする開示内容を周知させることに努めております。 |

# Ⅳ内部統制システム等に関する事項

## 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、経営の効率性の確保、遵法経営の徹底、財務報告等の信頼性の確保、リスクの適切な管理などの観点から、取締役会において、会社法に基づく内部統制システムの整備に関する基本方針を決議し、その徹底を図っています。基本方針の概要は、以下のとおりです。

(a)監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する従業員は、監査委員長の指揮命令に従い、インターナルオーディット部と連携してその職務を行う。当該職務の遂行に関する評価は監査委員会が行い、当該従業員の異動については、監査委員会の同意を得るものとする。

(b)執行役及び使用人が監査委員会に報告すべき事項その他の監査委員会に対する報告に関する事項

・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令又は定款に違反する行為等を知った当社及び子会社の役員及び従業員は、監査委員会に報告するものとし、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。

・インターナルオーディット部は、監査委員会に対し、内部監査の実施状況及び内部通報の状況を定期的に報告する。

(c)その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・インターナルオーディット部は、内部監査の方針・計画等について監査委員会と事前協議を行い、監査に関する情報交換を行うなど、監査委員会と緊密に連携する。

・当社は、監査委員から監査委員会の職務の遂行に必要な費用の前払い又は償還の請求を受けたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(d)執行役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・法令遵守及び企業倫理の徹底を当社グループの企業行動原則として定め、子会社を含めすべての役員及び従業員に周知徹底する。また、独立した内部通報窓口を設置して適切に運用する。

・インターナルオーディット部は、当社及び子会社における職務の執行に関する内部監査を実施する。

(e)執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役の職務の執行に関する情報は、社内規程等に従い適切に作成、保管、管理する。

(f)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社グループの事業運営に関連するリスクについて、具体的な対応方針及び対策を決定し、子会社を含めて適切にリスク管理を実施する。

・重要な経営判断においては、取締役会等において十分に議論を尽くし、必要に応じて外部専門家の意見も踏まえたうえで意思決定を行う。

(g)執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・執行役の担当業務並びに当社及び子会社の役員及び従業員の職務権限を明確に定めるとともに、規程類に従い業務執行状況の報告及び重要事項の審議を機動的に行う。

・業務効率の向上のためのシステム構築を推進する。

(h)当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・社内規程に従い子会社の業務遂行状況の報告を受けるとともに、子会社に対し、業務の適正を確保するための体制整備に関する指導・支援を行う。

・インターナルオーディット部は、子会社に対する内部監査の結果に基づき、子会社に対する改善の指示・勧告を行う。

・当社グループの財務報告の適正性の確保に努めるとともに、その評価、維持、改善等を行う。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社はコーポレートガバナンス規程の「経営者の役割」において、法令・企業倫理等の遵守を定めており、コーポレートガバナンス規程下の「企業行動原則」において、反社会的勢力と一切の関係を持たないことを規定しております。企業行動原則は、当社における重要なルールをまとめた「カンパニーハンドブック」の一項目を構成しており、社員全員が利用しております。

また、反社会的勢力についての情報収集や不当要求に対処するためには、経営企画本部を統括部署とし、警察及び弁護士等の外部機関と連携しております。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

―――

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1) 適時開示体制の概要
当社グループは、経営の健全性、透明性及び客観性を高めることを通じて企業価値の向上を目指すことを基本姿勢とし、東京証券取引所の適時開示関係規則に従い、適時・適切な会社情報の開示を厳守すべく、以下の社内体制を通じて情報開示を行っております。

2) 決定事実、発生事実、決算情報について
a. 決定事実
当社の決定事実については、所管部署と情報開示責任部署が連携し適時開示要否を一次判断し、情報取扱責任者（経営企画本部担当執行役）に報告します。情報取扱責任者により適時開示が必要と判断された案件について、重要情報の種別により定められた決定機関(取締役、株主総会)による決定後、情報開示責任部署が東京証券取引所に適時開示資料を登録し開示します。

b. 発生事実
当社の発生事実については、所管部署にて発生事実を認識した時点で情報開示責任部署と連携し適時開示要否を一次判断し、情報取扱責任者に報告します。情報取扱責任者により適時開示が必要と判断された案件について、情報開示責任部署が東京証券取引所に適時開示資料を登録し開示します。

c 決算情報
当社の決算情報については、経理部が関係各部署と調整の上、決算情報の開示書類(決算短信等)を作成、決定機関(取締役)による承認後、情報開示責任部署が東京証券取引所に適時開示資料を登録し開示します。又、業績予想等の決算情報については、経理部が中心となって関連情報（子会社に係るものを含む）の収集にあたり、適時開示情報となり得る可能性が生じた時点で、経理部と管理部が連携し適時開示の要否の判定や、開示内容の取りまとめ等を行い、取締役会での意思決定を経て、情報取扱責任部署が東京証券取引所に適時開示資料を登録し開示します。

